

第三節 教育行政における安定と進歩の条件を

どこにみいだすことができるか

——昭和三十三年度への展望——

一、教育行政における府県の役割

——県と市町村を通ずる

教育行政の一体的運営——

町村合併の進歩に伴い、市町村の行政能力は一応強化された。ここで改めて教育行政において国と都道府県と市町村相互の分担すべき事務について再検討の段階にきていることが認められる。新教委法の立法趣旨もこのような観点から読みとられてしかるべきである。

今までの運営において教育行政の殆どすべてを府県が行うのだというようなことがなかったらうか。

ここで市町村の段階において行われるべきことは何であるか、また現に市町村において行われている行政運営の現況から、どういふ問題点がみいだされるか、これらの動向把握のうえにたつて府県の段階の仕事が進められる必要がある。したがって、教育行政の基礎単位としての市町村教育委員会の行政能力をたかめるための施策が要請せられる。すなわち、県と市町村を通ずる教育行政の一体的な運営である。

二、民意に直接する教育委員会議への努力

——全県民的規模にたつ

教育行政へ——

新法の成立に伴い、従来の公選制度が任命制度にきりかえられたため、ややもすると民意の反映という点においていろいろの問題が残っている。

公選制は、廃止されたが、教育委員会は合議制としての性格は貫かれている。なぜ合議制の性格は存続されたのか十分に考えられねばなるまい。

したがって、教育委員会の事務のうち、合議的な処理を必要とするものは十分合議において論ぜられべきであり、その他については教育長の能率的な処理にゆだねらるべきである。

こうなつてくるといきおい、教育委員会議の合議運営はずつと形式ばつたものではなく自由討議形式のものにかわるべきなではなからうか。事務局はいろんな角度から資料をそろえて問題点を整理し、それを合議にかける。合議では必要あれば、公聴会等の手続をとつて論議し、事務局に公正妥当な判断を与える。そして執行は事務局において行う。こういう手続を進めて民意に直接する教育

行政をますます発展させていく必要がある。全県民的規模にたつ教育行政の発展とは、こういうことを意味するのではなからうか。

三、学校教育及び社会教育相互の連関性の確保

教育行政の領域において、学校教育及び社会教育は車の両輪のごとしといわれている。しかし、ややもすると行政的にはそれぞれ列箇に運営されるきらいがなといはれない。そして相互に牽制し合うことがなかつたであらうか。定時制高校への負担金が青年学級費の犠牲において行われたりしていることもないわけではない。

そしてまた今問題になつている児童生徒の学力の問題にしても、学習環境としての家庭の問題は、大きな意味をもつてくる。また市町村における社会教育活動において教師のはたす役割りは大きい。これらのことを考え合わせると、この二つの領域を通ずる協力の問題を具体的に考えることがいかに大事なことであるかは明白である。

四、行政的志向の重点をまず基礎的な条件整備に

今までの行政的志向は、どうしても総花的にならざるを得なかつた。すなわち、事業中心方式であつた。そして基礎的

な条件整備は自然のなりゆきにかまぜられる傾向があつた。しかし、財政再建計画をまつまでもなく、学校の適正配置を目的とする統合問題は緊急の課題である。社会教育における公民館の整備計画も当面する問題である。これらの基礎的な条件整備をどうしてなしとげるか、昭和三十三年度は、まさに問題の年である。これらの基底が整備されてこそ、事業の効果もあがるのである。

こうしてみると、教育行政は、新しい再出発を迎えたといつても決して誤りではあるまい。われわれは、新しい再出発を勇気をもってふみだしたいものである。